

無産者大學パンフ

特 254

321

日本農民運動小史

無産者自由大學編輯部編

1282



始



特 254
321



無產者自由大學編輯部編

日本農民運動小史

東京 南宋書院版



日本農民運動小史

目次

- 一、序……………三
- 二、自然發生時代の農民運動（大正五六年以後）……………六
- 三、日本農民組合を中心としての農民運動……………八
- 四、最近の農民運動とその統一……………三三

一序

明治維新は、農民に對して「封建的大土地所有制」の過半を撤廢し「土地分割禁令」をとき土地所有權を完全に認めるに至つた。そして、又地租、其他公租も著しく減ぜられ地主は全く解放されたのである。だが小作人は依然として、抑壓搾取の鐵鎖に縛りつけられて小作關係は、恰も領主と農奴の如く、大多數の農民は先祖代々の土地を耕し、僅かに自身の生活費を收得するのみで、他は全部小作料の名の下に地主に強奪されるのである。しかもこの小作料は——土地の改良による収入の増加は、小作料の騰貴となり、米價、物價の騰貴及新生産手段の採用はすべて小作料の引上げの口實となり——即ち種々の經濟上の變化に伴つて高騰するばかりであつた。

小作米による地主純所得金額推定表

年次	小作料百分率	推定小作米石高	米價	小作收入金額	公租	差引地主所得金額	地主所得割合
明治十八年	100	一九、七二、六八	六、五三	一二、六、七二	四、六三	八、一、八五九	100
明治四十一大正一	一二三	三三、二六、四七	一六、一三	三三、九、四六	一七、三三	一六、二、一三	二六三

東洋經濟研究部調

「即ち右表によると明治十八年に於ける地主の純所得を百とすれば、明治四十一—大正元年の五ヶ年平均は二八三と約二倍八分に激増し、歐洲戦争の例外時には更に七五四と約七倍半に飛躍してゐる。之を實額で示せば、明治十八年の約八千二百萬圓の地主の純所得が、以上の期間に二億三千二百萬圓、六億千七百萬圓に激増したのだ。以て、地主の所得が維新以後、如何に激増したるかを容易に想見し得るであらう」(明治大正農村經濟の變遷)

又同時に、この事は、反對に小作人が如何に苛重な搾取に悩んで来たかを明白に物語るものである。即ち小作人は封建時代の小作制度をその儘、地主によつて強制され、此の封建的關係を法律は自由契約と云ふ表面だけの法律によつて、地主に土地處分の自由、所有權亂用の絶對權力を與へ、地主はその法律を利用して、小作料を毎年引上げていつた。米價騰貴による肥料、勞銀その他、生産費の騰貴は、全部小作人の負擔に歸し、更に小作人間の土地不足による競争は小作料を益々騰貴せしめた。

全國平均反當小作料表 (東洋經濟研究部調)

調査年月及期間	上田又は二毛作田	下田又は一毛作田	平均	同上指數
明治十八年	1,260	0,600	0,930	100
大正元年調前五年平均	1,316	0,936	1,101	118
大正九年調前五年平均	1,116	1,110	1,111	119

右表を見るに一反當、全國平均小作料は、明治十八年の九斗七升に對し、大正元年に至る五ヶ年平均は一石一斗二合、大正九年に至る同上は一石一斗四升一合であつて、即ち明治十八年以降歐洲大戰までに、小作料は平均一割三分を増加してゐることになる。だがこの平均には明治十八年以降、米價の高騰につれて、開墾せられた耕地の小作料を含まれるから、若し之を、明治十八年當時已に存在してゐた田地のみについて云へばもつと小作料の騰貴は甚だしかつたであらう。それだけ小作人の位置は壓迫され、地主のみ獨り巨利を貪つたのである。そしてマルクスも云ふ如く、この小作料は、普通の地代ではなく利潤からの控除を代表するものである。従つて、小作料は他の如何なる事情に於けるよりも、遙かに著しく利潤の一部を含み、甚だしきは勞銀

からの控除分をも含むことがある。此場合小作料なるものは、名目上の地代に過ぎず、勞銀及び利潤に對立して特殊範疇としての地代ではない（マルクス資本論）

そして、地主は小作人から強奪した小作料は産業資本、或は金融資本の中に投資し、大地主の殆んどは各企業會社の重役——大株主である。農村の金はかくして、産業資本及國家資本に悉く收奪され、農村金融の涸渇——中農以下の窮乏化、地主の小農に對する絶對支配は小農に重税を課し、小農に過重の負擔を強ひ、かくて、明治維新以來、農民の貧窮は農奴のその如きものである。かゝる支配階級の封建的遺制と土地私有权による農民生活の抑壓搾取に對し、農民の反抗運動は必然に起らざるを得なかつた。殊に歐洲大戰以後に於て、自然發生的な農民の反抗運動は、嵐の如く膨起として、到る所にまき起つたのである。

二 自然發生時代の農民運動

この農民階級の自然成長的反抗運動は、地主官憲のあらゆる迫害を排してつゞけられた。警察は組合運動の合法的組織に對して、警察犯處罰令を以て干渉した。當時岐阜、愛知に於ては、小

作人が三人以上集まると、罰金、拘留等の不法處分を取つた。だが暴壓の砲火を越へて、農民大衆は戦ひ續けた。愛知縣鳴戸に於ける永小作權確認の争議は六ヶ年の久しきに亘り、又埼玉、群馬、神奈川、新潟の到る所に於て、深刻なる争議は勃發した。地方的小作組合はいたる所に起つた。しかも争議の殆んどは、不作を理由とする哀願的要求と溫情的解決から一步前進した分配の公平、農業不引合等を理由とする對抗的争議であつた。次ぎの統計は農民運動が如何に急激におこりつゝあつたかを實證する。

小作組合及地主組合の各年度に於ける新設増加數		年次
小作組合	地主組合	年次
四五	六二	明治四前
二〇	一六	大正一
九	一〇	二
七	五	三
一二	二	四
一三	五	五
三三	七	六
五一	二〇	七
一〇八	一六	八
一〇五	六	九
三二九	二六	一〇

（勞働農民新聞社調査部）

各年度に於ける労働争議及小作争議数

労働争議	大正三		四		五		六		七		八		九		十		十一		十二	
	小作争議	不明	小作争議	不明	小作争議	不明	小作争議	不明	小作争議	不明	小作争議	不明	小作争議	不明	小作争議	不明	小作争議	不明	小作争議	不明
五〇		六四		一〇八		三九八		四一七		四九七		二八二		二四六		二五〇		二六三		
	八五		二五六		三二六		四〇八		六八〇		五七八		九一七							

(同 右 調査部)

即ち小作組合は大正七年より八年に於て二倍強の増加を示し、又大正九年より十年に於て、三倍強の激増を示してゐる。これに先だつて、小作争議は大正六年より大正七年に於て三倍の、大正九年より十年に於て四倍の増加を示してゐる。

三 日本農民組合を中心としての農民運動

かうした情勢の下に、農民組合の全国的組織として大正十一年二月、日本農民組合が生れた。之れまで地方的結合のみを知つて、全国的な組織を作ること知らなかつた農民は、だが然し、

日本の農村が都市との交通が密接であり、従つて、都市プロレタリアートと農民の接觸の多いこと、又地主の急速なる産業資本家、金融資本家への轉化等により、必然的に農民運動が都市プロレタリアートの影響をうけ、都市プロレタリアートより農民は多くの點を學び、そして、全国的組織結成へと進んだのである。だからその指導者も都市プロレタリアートの指導者であつた、賀川豊彦、行政長藏、杉山元次郎、有馬頼寧、今井嘉幸等であつた。そして、日本農民組合は當時は協調主義の指導精神の下にあつた。

「地主あつて小作あり、小作あつて地主が存在するのである。互に協調し、相互扶助せねばならぬ」(機關紙「工地と自由」創刊號所載)

だが、日本の農業利潤の低下、追ひつめられたる小作の窮乏化、地主對、小作の激烈なる階級對立は必然に協調主義的理論を揚棄せねばならなかつた。又一方、左翼分子の農民組合に對する働きかけも漸次行はれて行つた。即ち同年十月十四日、同組合關東同盟が創立され、鈴木文治が會長に、和田巖、平野力三、大西俊夫、莊原達、赤松克麿等が重なる指導者となり、又堺利彦、山川均、浦田武雄等の月刊新聞「農民運動」が發刊されて、その支局が各地に設置され、農村に

於ける、前衛分子の結成が行はれた。主なる主張は、耕地の社會化、小作立法、農業爭議仲裁法制定、日雇農業労働者最低賃銀保證、小作人の生活改善、契約農業移民労働の廢止、普通選挙の實施、治安警察法撤廢、農村金融機關の確立、農民學校、住宅、衛生、保險、婦人、藝術等、農民組合運動の方針針は、この時代において、小作料の合理的輕減と小作農の全國的結成とに置かれてゐた。従つて、小作農大衆の奮起を促すために投げ出されたスローガンの主要なものは「小作料永久三割減」農民は團結せよ」であつた。

かくて農民組合が創立されてより、第二回大會に至るまですばらしい、發展の下に組合数は増加した。創立當時加入支部十五組合、組合員二百五十三名であつたものが一年後に於て、支部數三百、組合員一萬餘を算するに至つた。かゝる發展の下に第二回大會が開催された。重なる議案は次の如きものであるが、これ等に就いて注目すべきことは、この頃から漠然ながら都市プロレタリアートとの提携の要求が大衆の間に熱烈であつたこと、農民の政治的要求が、これらの議案を通じて、看取し得られると云ふことである。

小作法案の件、新農會法に關する件、普選法案の件、土地政策に關する件、工業労働組合と連

絡の件、小作爭議停調法案に關する件、治安警察法撤廢に關する件、小作運動を抑壓せんとする各府縣命令の件、組合婦人部設立の件等

日本農民組合の全國的團體の組織の威力は地主を脅かして、小作料低下運動は着々勝利して行つた。

爭議の結果表 (東洋經濟研究部調)

種別	大正十三年		大正十四年	
	數	割合	數	割合
委任撤銷	一、一四八	七四、九四	八五五	五〇、二六
要求撤回	七五	四、九〇	五一	三、〇〇
要求返還	三二	二、〇九	一三	〇、七六
耕地復舊	一〇	〇、六五	一一	〇、六五
自然消滅	一四	〇、九一	八	〇、四七
未決	二五五	一六、五一	七六三	四四、八六
計	一、五三二	一〇〇、〇〇	一、七〇一	一〇〇、〇〇

普通田一反當實收小作料表 (東洋經濟研究部調)

年次	地方別									
	北海道	本州北區	關東區	本州中區	本州西區	四國區	九州區	沖縄	全國平均	
大正二	0.0	0.16	0.10	0.11	0.12	0.12	0.14	0.15	0.13	0.13
大正八	0.0	0.16	0.10	0.11	0.12	0.12	0.14	0.15	0.13	0.13
大正〇	0.0	0.16	0.10	0.11	0.12	0.12	0.14	0.15	0.13	0.13
大正一	0.0	0.16	0.10	0.11	0.12	0.12	0.14	0.15	0.13	0.13
大正二	0.0	0.16	0.10	0.11	0.12	0.12	0.14	0.15	0.13	0.13
大正三	0.0	0.16	0.10	0.11	0.12	0.12	0.14	0.15	0.13	0.13
大正四	0.0	0.16	0.10	0.11	0.12	0.12	0.14	0.15	0.13	0.13

だが地主も漸次攻勢に轉じて、岡山縣藤田、熊本縣郡築等の小作争議に於ては、官憲をして、多數の刑事被告人を出させしめた。そして彼等は土地返還耕作禁止を以て小作人を彈壓し始めて來た。かゝる地主の政治的權力による抑壓搾取に對し、農民大衆も又政治運動へ進出した。又農民に取つて租税による搾取は相當大なるものであり、従つて農民の切實なる問題として、村

政に於ける戸數割賦課の不公平等に對し、先づ、必然に自村の政治機關に發展した。だが無産政黨の如き合法的公黨のないことはかゝる農民大衆の政治的争議を有効に指導することが出来ない。そこで、都市に於ては當時、プロレタリアートが普選運動を否定してゐたが(サンチカリズムの傾向に多分にわざわいされてゐた……)日本農民組合關東同盟では、此時無産政黨組織に關し決議して、その構成分子をも定めた程であつた。そして、第三回の大會にはこの事が報告された。日本農民組合は第三回大會までに、第二回と比較して、二二五支部を増加するに至り、農民組合は實に旭日昇天の勢で進んだ。

第三回の大會に於ても、その決議の中に、民主主義的要求、進歩的要求が可成り多くなつた。だがその中で、移民政策の如き反動的議案が可決されてゐるが、即ちこの時頃から、小ブルジョア自由主義の指導者の反動的傾向の多量の持合せが、曝露されつゝあつたのである。

- 一、メーデーの如く我が農民組合デーを制定するの件、
- 二、青年部設置の件(可決)
- 三、婦人の組合加盟を極力勸誘し、大會代議員に婦人選出を圖るの件(可決)

- 四、朝鮮に日本農民組合の宣傳隊を派遣するの件(可決)
- 五、移民政策に関する件(可決)
- 六、殖民政策の件(可決)
- 七、國際労働會議に関する件(可決)
- 八、土地政策の件、小作法案の件(可決)
- 九、小作爭議調停法案反對の件(可決)
- 十、社會運動取締法案に関する件(可決)
- 十一、勞農露國承認の件

政黨組織の具體的準備が行はれたのは大正十三年八月以降である。日本農民組合は中央委員會に於て、同年七月、無產政黨組織を可決し、構成分子は無產者全般を包含することにし、無產團體がその中心となり、樹立準備をなし、その統制権を持ち、形式的に組合、政黨を區別し、政治研究會と農民組合は關係しないことに決議した。そして第四回の組合大會に於て、政黨組織に關し、農民組合は積極的に努力すべきことを聲明した。同時に地主も又、日本農民組合の發展に對

抗して、大日本地主協會を組織して、全國的地主階級の結成を計り、積極的に日本農民組合に對し攻勢を取るに至り、立入禁止、土地返還、立毛差押の暴擧を敢てし、小作人階級の生存権を脅かし、一層抑壓と搾取を加へた。このために到る所に刑事事件が惹起した。その最も大なるものとして香川縣の伏石事件である。この事件に於て、前川正一氏外數十名の闘士は牢獄に投ぜられ地主と官憲の暴虐なる彈壓に對し、發狂するもの憤死するもの、すら出だし、若林辯護士の如き官憲の横暴なる人権蹂躪に對し、激怒の餘り自殺せんとさへした。日本辯護士協會、東京辯護士協會、自由法曹會等の全國辯護士は總動員して、官憲の不法行爲、人権蹂躪に對し天下の輿論に訴へた。かくして、一層、小作爭議は政治的色彩を持つに至つた。

大正十四年六月二十一日、日本農民組合は各労働團體に對し無產政黨樹立準備の機關設置を提議し、八月十日大阪市、中之島公會堂に於て、第一回の準備協議會を開催した。同年九月十七、八の兩日、同所に於て、第一回の綱領規約調査委員會を開催した。だがこの時より既に總同盟と、評議會及政治研究會との間に意見の對立があつた。

同年十月十八日より同月二十日に亘る三日間大阪中之島公會堂に於て綱領、規約が決定された

この間、總同盟幹部はあらゆる悪辣陰険の方法によつて、評議會等の除外を試みたが失敗した。こゝうした幾多の曲折を経て十二月一日愈々結黨式をあけることとした。所がその結黨式の直前、奇怪にも労働總同盟幹部は評議會と行動を共にする能はずとして脱退した。無産階級解放の政治的自山獲得のための政黨組織に對して、等しく全力を傾倒して、結黨にまでこぎつけた各團體殊に、日本農民組合の憤激は一通りではなかつた。これが爲に、組合評議會は、この全體的單一無産政黨の黨礎確立のため、涙をのんで、自發的に脱退した。そして、結黨はしたが、僅か三時間にして、總同盟脱退と、従つて、共產主義的色彩が濃厚であるとの理由で官憲より解散を命ぜられた。見よ、左翼の階級的犠牲に對する右翼の裏切りの行爲を！そして結黨前に總同盟の右翼ダラ幹連は、あらゆる奸策を弄して、農民組合を自己の支配下に置かんとし、單一無産政黨の結成を妨害して、右翼政黨の組織をたくらんだが、このダラ幹連の正體は直ちに曝露されて、日本農民組合第五回大會は規約の改正を斷行して、鈴木文治は全く農民組合と關係がなくなつた。又政黨組織當時、總同盟と行動を共にせる平野力三は脱退を要求され、かくて山梨聯合會は脱退して、全日本農民組合同盟を組織し、須貝快天と共に提携した。

かく右翼幹部のあらゆる妨害にも關らず無産政黨は再組織の準備に入つて、日本農民組合は總同盟の努力を之に傾注した。三月五日、労働農民黨は成立し農民組合は支部の創設に努力した。だが總同盟一派の幹部は、所謂、共產黨の排除にのみ没頭して、之に對し何等の努力もしなかつた。そしてダラ幹連は、左翼に對する門戸開放をなした、第二回中央委員會の、所謂「玉姫クラブの申合せ」に對して多大の不平を持ち彼等の組合員を労働農民黨よりサボラしめて之を破壊せんとした。第三回中央委員會はそこで、總同盟の主張を入れて、評議會及四團體の排除を認めた。だが日本農民組合、労働農民各支部は中央委員會に對し反對の意見を持ち、あくまで門戸開放を要求した。そこで十月廿日の日本農民組合擴大執行委員會は門戸開放を認めたが、須永、三宅、三輪、麻生、平野等は之を不服として、労働農民黨に反旗をひるがへして、日本労働農民黨を結成した。これがため一時無産階級戦線は混乱に陥つた。かうした間に十五年五月新潟縣木崎村に小作争議が突發した。三十餘町歩の土地が假執行されこれに反抗せし農民數十名は牢獄に投ぜられた。この時も狂暴化する官憲により人權蹂躪事件が惹起し、日本辯護士協會、自由法曹團は直ちに起つて司法省に嚴重な抗議を申込むと共に一方各労働團體、殊に労働組合評議會、日本鐵夫組合等は闘士

を送つて、應援した。木崎村數百の兒童はストライキを決定し、無産小學校を開設した。農民は強壓を排して、地主に對する一大反抗運動を續けた。かくて争議は益々進展して、狂惡化する官憲に對する大衆的抗議運動に移つた。官憲は狼狽して、農民學校を解散し、三宅正一氏外數十名の闘士を騒擾罪の名の下に牢獄にカツサらつた。しかも、だが、農民の憤怒は焰と燃へて、争議は益々進展した。丁度同じ頃、京都の美豆村に於ても、數十町歩の立入禁止の暴舉があり數千人の大衆と警官隊との間に衝突があつた。この木崎事件、美豆村事件を中心として、大正十五年より以後地主階級は全国的に、組織的に、耕作禁止、土地返還を以て猛襲して來た。

同年七月の労働第三回 中央 委員會は左翼四團體を黨より排除することに決した。そして、四團體排除後、黨は何等、大衆的闘争を展開しなかつた。そこで黨中央部に對して、大衆ことに、日本農民組合大衆の不満は高まりはじめた。黨の中央部が反動的傾向を固執するに到つて、大衆は、單一無産政黨を守れ！ 門戸開放!! を叫んで、そして、又この要求は、議會解散請願運動全國協議會と云ふ組織形態に結晶されて、強固なる大衆的基礎を結成しはじめた。十月十九日請願運動全國協議會が開かれ、二十日日本農民組合の擴大 中央 委員會が開かれ、全無産農

民の要望たる門戸開放が可決された。かくて、労働農民黨第四回 中央委員會が開かれた時、門戸開放に反對せる總同盟右翼幹部は退場した。そして、脱退した一連の右翼ダラ幹部は、後「社會民衆黨」の結成に向つた。同月日本農民組合も中央委員會を開き「労働農民黨」及「日労働」との合同を策したが不調に終つた。大衆はこの時から日労働排撃に對し進んでゐつた。日労働は農民組合内の分派結成をはかつた。だが翌年二月五日日本農民組合中央 常任 委員會は日労働系の所謂「健實派」十二名を除名した。そして、杉山氏をはじめとする十二名は全日本農民組合を結成し「日労働」を支持することになつた。即ち日本農民組合は前後二回の分烈により内部に多少の動搖を來したが、唯一の戰闘的組合は最後までその階級的立場を守り續けたのである。そして、我が國プロレタリアートに對して、日本農民組合はその同盟軍たりうる條件を具へ來つたのである。

すでに十五年末に於て頻繁に起りつゝあつた各地小銀行の倒壊、合併の傾向は三月、四月に於て、三十八行の中 小 銀行の休業、次いで「支拂猶豫令」の施行となり、即ち金融恐慌の形態として襲來した。農村の小口預金者は預金が棒引にされた。大正十五年秋の不作、春蠶の被害、

米價、蕪價の下落、さなきだに農村金融の涸渇せる所へ、この「金融恐慌」は一層小農の生活をドン底に突き落した。金融恐慌による資本家救済のため投出された五億圓の血税で、労働者、農民を救へ！の聲は膨れとして起つた。「労働農民黨」は直ちに資本家、地主共の政府に對して、この切實なる無産大衆の要求を携へて、勇敢に戦つた。だがこの金融恐慌をモメントとして、地主の小作農民に對する全線的攻撃は一層俊烈となつた。

年度別	争議件数	参加人員	
		地主	小作人
大正十四年	二、二〇六	一三三、〇〇一	一三四、六四六
大正十五年	一、七一一	三九、四三七	一五〇、一八一
昭和二年	一、〇二九	一一、六四三	四〇、六八四

(二月六日迄の報告)

即ち地主の戦闘組織としては、各郡、縣、全國、と地主協會が作られ、争議の場合に於て、敏捷に、官憲とグルになつて、先づ法律的手段に訴へて、小作農民を弾壓する。又、一方全國地主協會、帝國農會は政府の反動的農民政策を極力支持する。そして尙、土地會社を設けて、所有權

移動による舊小作契約の消滅、新水入證の強制等干渉なる手段を以て、小作農民を抑壓する。そして、一面、争議費を節約し、地主の結束力を益々固くして行く。そして、今度は、隠然と、彼等の政府をして、農民運動彈壓諸惡法令をドン／＼出さしめる。小作農民をドシ／＼牢獄にプチ込んで、農民大衆の目を覆ひ、耳をふさぎ、手足をもぎとる。即ちこころした地主の戦闘組織の攻勢は益々猛烈となつて來た。金融恐慌による農民の生活の極度の窮乏化、地主の全線的、組織的攻勢に對して、農民運動の戦線に新しい形勢を作り出すに至つた。そしてこれは、後章(四)に於てのべる農民組合の戦線統一を促すに至つた客觀的一原因をなす。

日本の小作農民(自作農を兼ねしものも含む)の總數三百七十五萬の内、組織農民は約四十五萬で、その中、階級的小作組合に組織されてゐるものは僅かに三十萬位のものである。しかもこの小作組合は、複雑多岐なる農村社會事情に依り多くは各村に於て、獨立の組合を形づくつてゐるが、その全國的なものとしては、左表に示す如きものである。

創立	日本農民組合	全日本農民組合	中部農民組合	農民總同盟	全日本農民組合同盟
大正十一年					
昭和二年					
大正十五年					
大正十五年					

日本農民運動小史

組合員	七萬人	四千人	四千人	二萬人
組合長	山上武雄	杉山元次郎	中澤辨次郎	平野力三
地盤	全山	大阪兵庫群馬等	岐阜愛知	新潟、山梨、福岡等
支持政黨	農國黨	日勞黨	勞農民衆黨	民衆黨

全日本農民組合同盟は、その利害を代表する階級は貧農にあらざして、富農である。即ち組合同盟の主張する所は、都市と農村、中央と地方を對立せしめ、即ち農民なる漠然たる稱呼の内に農村の階級對立をかくし、都市労働者と對立せしむる……結局は、貧農を大地主の玉座の下に從屈せしめんとするのである。

全日本農民組合は、成立の初めより見てもしられる如く、その幹部は所謂健實派一派の日和見主義者で、眞に貧農の利害を代表するものではない。

日本農民組合は眞に貧農の日常經濟闘争のための、大衆的恒常組織である。夫は「農民を封建的身分關係、資本家的階級關係の分離によつて幾多の層に分ち、貧農層の利益のために闘ふ點で組合同盟と區別され、貧農の「階級」としての利益を廣汎に擁護し、全無産階級當面の闘争目標

たる政治的自由獲得の闘争に於て、労働者、農民を結合せしめると云ふ點で「全日」と區別される。」

四 最近の農民運動とその統一

昨春の金融恐慌直後より昨年末に至る九ヶ月間に減資せる會社が二五九、解散せる會社に至つては、實に九三五の未曾有の數字を示してゐる。同じく昨年末の銀行會社の計畫資本は一昨年と比較して、一億一千九百六十八萬九千圓と云ふ夥しい減少を示してゐる。従つてこうした事業界の深刻なる不況は、都市に於ては、労働者の大量的減首と労働條件の悪化を必然にもたらした。即ちカノ川崎造船所、八幡製鐵所、石川島造船所、及び野田醬油會社等に於て、幾千、幾百の労働者が街頭に投げ出され、富士紡小名木川工場を初めとして、幾百の小工場は片つぱしから破産し、閉鎖した。又一方繰業短縮が行はれて、労働條件は極度に悪化した。かくして、恐慌以來路頭に迷ふ失業者の群は二十萬を突破した。労働者は、解雇反對、賃銀値下反對、待遇改善と云ふ切實なる要求を資本家にタタキつけて、各地に頻々と争議を勃發した。そして、資本の

組織的攻勢に對して、労働者は、工場代表者會議と云ふ新しい闘争形態を以て、これに對抗した。都市に於けるかうした労働者の闘争について、農村に於ては、五月中旬から六月上旬にかけて農民は村民大會と云ふ新しい闘争形態をとつた。だがそれは自然發生的なものであつた。だがそれは労働農民黨及び日本農民組合によつて主唱され、遂行された六月十八日及び七月一日の耕作權確立デー及び耕作權確立同盟の運動により指導統一された。この確立デーは、全国各地一齊に農民が總動員され、ことに、兵庫縣、鳥取縣、大阪、秋田、宮城の各地に於て、大衆動員が行はれた。そして、更にこの運動が發展して、耕作權確立の要望が大となり、愈々七月十三日耕作權確立同盟が結成されんとした。だが七月上旬、それは、貧農大衆の結成に極限されるものであり、従つて、至貧農大衆を闘争に動員し、組織するに不適當なるその固定的性質が指摘され、之れに代ふるに都市に於ける労働者の工場代表者會議の經驗より學び、農民大會、農民代表者會議形態がとられて、七月十三日の耕作權確立同盟の結成が、農民代表者會議に轉向された。そして、全国各地の農民代表者七十三名が參集したが、會議は官憲のドロ靴にフミ躡られて解散を命ぜられた。

七月八月になつて、春の霜害による桑の騰貴、夏夏の繭の暴騰により、農民大衆は更に一層猛烈に闘ひ續けた。秋になつて、立毛差押、地主の小作に對する負債の強制差押へによる債權の行使、農村不況の深刻化、等により、岡山其他では郡民大會、縣民大會が行はれた。それは、丁度府縣會議員の選舉戦にさいして、それに合流し、バクローされ、益々、下にくと發展して行つた。かゝる傾向は農村に於ても今や漸く階級と階級との闘争、——政治闘争の展開し初めたことを示す即ち農民大會の直接的動機をなした地主の攻勢並に政府の反動政策——農地金庫法案、自作農創定法案等の如きは、小作農民の土地所有慾を利用し國家が地主より年賦で賣りつけ様とする企みで、それによつて、現在の地主はより安全に利益を貪ることが出来、一方農民組合は著しく切崩され農民の力が弱められるのである。——は今や支配的諸勢力が統一的計畫的に農民支配の戦術に進出しつゝあつた。かうした形勢に當面した、組合は、従來の組合主義的戦術——組織を揚棄して、農民運動を「階級」としての運動に進展すべく迫られた。そして、それは、農民大會に於て、至貧農階級を動員組織し、貧農の全面的利益を擁護して闘はれ、又、村民大會を中心として、農村全被壓迫民衆を動員組織し、その政治的自由獲得の闘争の先端に立たなければならぬ

い。而して之れを無産階級解放の政治的闘争に轉化統一しなければならぬ。而して農民組合がかくの如き闘争を展開し得る主體的條件——指導精神が眞に階級的意識にまでに高揚すること——は成熟しつゝあつた。その現はれとしての労働農民黨の確立、農民組合の混合型脱却がそれを實證する。かくの如き戦線の切迫——展開は必然農民組合の統一戦線を切實なる問題とした。

かくてその最初の具體的現はれは中部地方に於ける中部農民組合、大和農民組合、日本農民組合岐阜縣聯合會の合同であつた。これより先、十二日中部及び大和農民組合の組合大衆に對する地主の攻勢に端を發した、日農岐阜、三重縣聯合會の大衆迄も動員した三千の農民暴動があつたその後國會選舉の際の協定委員會の成功等に依つて、これら三團體の合同の氣運は熱して行つたそして三月二十八日遂に合同大會が遂行され「新中部農民組合」が成立した。

次には一月初旬、全日本農民組合同盟が、全日本農民組合に對し合同の申込をなし一月十九日岐阜に於て、右二團體に、中部農民の有志を加へた合同協議會が行はれた。

然るに之れより先、戰闘的農民組合たる日本農民組合は地主と官憲の攻勢に對抗してひたすら「農民大衆の利害を擁護する」ために、「過去の一切のいきさつ」を棄て、全國的農民組合の

結成の必要を提唱した。そして、日農の山上、前川、西光等の諸氏が各地を廻つて熱心に合同の爲めの懇談會開催を勧誘した。而して遂に、三月十六日第一次合同懇談會が開かれる迄に運ばれた。時あたかもかの三月十五日の狂暴化する支配階級の共產黨事件大檢舉にあひ、日農は多くの闘士を奪はれたにもかゝらず直ちに陣容を立て直して、代表者を選出して、此の合同懇談會に臨むたのである。

その結果は好望であつた。三月十六、七兩日大阪中の島公會堂に先づその第一回懇談會は成立し、しかも従來右翼各團體が口をすつばくして主張し來つた所謂「分裂主義者」の排除と云ふ條件の如きには、一語もふれず、第一回正式協議會を三月二十五日開催する事に決定して散會した。此の狀勢は人をして今にも全日同盟、全日、日農の合同は成立するかに見えたのであつた。待たれた正式協議會の日は來た。三月二十五日、此れには農民總同盟、中部農民組合等も招待されて代表者を出席せしめた。

然るに何事ぞ、先に高橋龜吉氏を送つて合同に對し非常な熱意を示したかに見えた、全日本農民組合同盟は、此の日、正式代表を送らなかつた。それ以前同組合の代表たるべき平野力三氏が

病氣の故を以て、會議延期を申込んで来たのであつた、が、日農及全日の有志は代表者病氣の故を以て會議を開き得ずとするならば、日農の如き、三月十五日の大檢舉に依つて中心分子の大多数を奪ひ去られたのであるから、日農側からこそ延期申出であるべき筈である。しかるにその日農は何等ちゆうちよする處なく二十五日の會議に臨まんとしてゐるのではないかと、斷呼として應じなかつたのであつた。

かくて三月二十五日は来たが全日同盟はやはり正式代表を送らなかつた。だが長文の勧誘電報に依つて漸く一名の代表者を送つて来た。又中部農民よりの代表者中澤辨次郎氏、農民總同盟の代表者、西尾末廣氏等も正式代表にあらずと稱して會議に加はらず。そこで懇談會を開いて協議した結果、只申合せを爲したのみで、更に四月五日正式會議を開催する事にして、散會したのであつた。

かくてほの見えた合同の曙光はうすれかゝつた。四月五日今度は全日同盟、全日、日農、三團體が集合して協議會を開いたのであつたけれ共、此の時又もや右翼ダラ幹共は資本家地主にこびて此の榮ある全國的契約を破壊し去つたのである。見よ、彼等の絶ざる、再三、再四の裏切り

的行動を！ 即ち彼等ダラ幹どもは反動的合同條件を固執することによつて、協議會をメチャメチャにしたのだ。即ち「農民は農民黨」への反動的スローガンによつて、農民のみの政黨を組織し、支配階級との闘争に於て、農民と労働者を切りはなし、その階級的勢力を分散せんとしたのだ。

その結果はもはや明らかである、會議は決裂した。然し乍らかゝる右翼反動ダラク幹部の防害にも拘はらず、農民大衆の熱烈なる合同懇求は燃え上つてやまなかつた。

これらの會合の後、日本農民組合と全日本農民組合との合同の氣運がとみに濃厚となつて行き日農は、四月十九日、二十日、全日は同月二十五日、各その大會に於て合同に關する決議をすると共に更に二團體のみ、合同協議會を、五月上旬開催して一舉に意見の一致を見、茲に一先づ我が國、農民戦線統一の運動の一段落がついたかに見えた。

かくて五月廿七日、
兩組合の合同大會は花々しくも開かれた、「全國農民組合」これが此の光輝ある新組合の名稱である。

一方かの農民大衆を賣つて利腹を肥すことに汲々たる右翼ダラ幹、平野、中澤等の一派は農民大衆を偽瞞して、右翼組合の統一を計つた。だが、彼等はやがて、彼等の農民大衆によつて揚棄されるであらう。なぜならば彼等の足下から熱烈な農民大衆の「戦線の統一、全国的農民組合結成」のための合同要求が叫ばれてゐるから。かくて今や、全国農民大衆が支配階級の暴壓の砲火をケチラかして敵の牙城へ肉迫するのための主體的條件は成熟しつゝあるのである。

昭和三年九月十七日印刷
昭和三年九月二十日發行

(非賣品)

無産者自由大學
附 錄
日本農民運動史

編輯者 無産者自由編輯部
 印刷所 東京牛込者町(神樂坂區) 涌島義博
 印刷所 東京小石川(水道町四六) 南宋書院印刷所

發行所

東京牛込者町一二(神樂坂通)

南宋書院

電話東京七五三二八
電話牛込一四六一

リヤザノフ編
上田茂樹譯

定價圓五拾錢
送料拾錢

人・思想家
革命家としての
カール・マルクス

壓制者に對する飽くなき憎惡に燃え、温情更に無きが如く見ゆるカール・マルクスも、子供等に對しては限りなき愛を示し、子供等によつて常に精神を爽快ならしめられた。斯うした彼の人間性を知ると同時に、思想家及び革命家としての彼を最もよく味はふことの出来るのが本書である。諸多のマルクス説を知る前に先づ本書を讀まれよ。

内 容

カール・マルクス(エンゲルス)
マルクスの死に關するエンゲルスよりゾルゲへの手紙
マルクスの葬儀に於けるエンゲルスの演説
カール・マルクス(エレアノル・マルクス)
六月の遠征(マルクス)
一八四八年の革命とプロレタリアート(マルクスの演説)

カール・マルクス(プレハノフ)
カール・マルクス寓意法(メーリンゲ)
マルキシズムの停滞と進歩(ルクセンブルグ)
マルキシズム(レーニン)
カール・マルクスの個人的道徳(ラファルゲ)
カール・マルクスに關する一労働者の思ひ出(レッズナー)
日曜日の郊外散策(リープクネヒト)
マルクスを論ずるハインドマン(リープクネヒト)
カール・マルクスの「告白」(リヤザノフ)

317
1192

昭和三年九月十七日印刷
昭和三年九月二十日發行

終